

⇨ 同族間売買に同族会社の行為計算の否認

Q : 相続対策として会社の不動産を被相続人に高額で売買した事案に同族会社の行為計算の否認規定が適用されたとか。どのような内容だったのですか？

A : 不動産の売買価額は、不自然不合理であり、結果として、相続税の負担が不当に減少していると認定し、納税者の請求を棄却しました。

【解説】

事の発端は、被相続人が相続開始直前に同族会社から借入をして、同族会社の不動産を相続税評価額の約13倍にあたる高額な価額で買い取ったこと。この取引によって相続税額がゼロになったことから、原処分庁がこの契約に対して同族会社の行為計算の否認規定を適用。相続税の決定処分、並びに無申告加算税の賦課決定処分を行ったため、相続人らがその取消しを求めて審査請求に及んだというもの。

請求人は、こうした行為は同族会社の再建目的でやむを得ないものであり、相続税の負担を不当に減少させる意図は全くなかった、相続税を負担する能力がない者にまで相続税を賦課するのは違法として取消しを求めていましたが、裁決では、不動産の売買価額が殊更に不自然、不合理であり、利害関係が共通しない経済人当事者の間では通常行われぬものであり、その結果も相続税の負担を不当に減少させるものとなっているとして、原処分庁の処分を妥当と判断、相続人らの請求を棄却しました。

